

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省 令案要綱

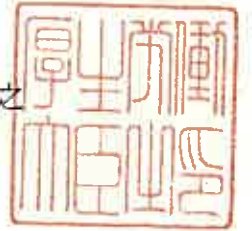
厚生労働省発職0331第2号

令和4年3月31日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 事業を開始等した受給資格者に係る受給期間の特例（以下「受給期間の特例」という。）に係る事業から除外するものとして雇用保険法第二十条の二の厚生労働省令で定める事業は、次のいずれかに該当するものとする。

1 その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して三十日を経過する日が、雇用保険法第二十条第一項各号に掲げる受給期間の末日後であるもの

2 その事業について当該事業を実施する受給資格者が就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの

3 その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと管轄公共職業安定所の長が認めたもの

二 受給期間の特例の対象となる者として雇用保険法第二十条の二の厚生労働省令で定める者は、次のいずれかに該当するものとする。

1 当該特例についての基本手当の受給資格に係る離職の日以前に事業を開始し、当該日後に当該事業

に専念する者

2 その他事業を開始した者に準ずるものと管轄公共職業安定所の長が認めたる者

三 受給期間の特例の申出について、以下のとおりとすること。

1 受給期間の特例の申出は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他当該特例の対象者に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格者証（受給資格者証の交付を受けていない場合には、離職票（二枚以上の離職票を保管するときは、そのすべての離職票）。以下この三において同じ。）を添えて管轄公共職業安定所の長に提出することによって行うものとする。

2 受給資格者は、1にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、受給資格者証を添えないことができないものとする。

3 1の申出は、当該申出に係る者が事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して二箇月以内になければならないものとする。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでないものとする。

4 管轄公共職業安定所の長は、1の申出をした者が受給期間の特例の対象者に該当すると認めるとき

は、その者に受給期間延長等通知書を交付しなければならないものとする。この場合において、管轄公共職業安定所の長は、受給資格者証に必要な事項を記載した上、返付しなければならないものとする。

5 4により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を管轄公共職業安定所の長に届け出るとともに、それぞれ次に掲げる書類を提出しなければならないものとする。この場合において、管轄公共職業安定所の長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならないものとする。

(1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 事業を廃止又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格者証

四 その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日等

一 この省令は、令和四年四月一日から施行すること。ただし、第一の一から三までは、令和四年七月一

日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係省令の規定の整備を行うこと。